

私たちは
どのような親鸞聖人を
宗祖としてきたのであろうか

真宗大谷派
東本願寺
75th Shinran



人権週間ギャラリー展

大谷派における解放運動の歴史と課題Ⅲ

解放運動と同朋会運動

2010年12月25日(土)～2011年1月31日(月)

会場 真宗本廟(東本願寺)参拝接待所ギャラリー

企画 真宗大谷派(東本願寺)解放運動推進本部

<監修> 泉 恵機 (元大谷大学教授・長浜教区清休寺住職)

開催にあたって

真宗大谷派では毎年、人権週間にちなんでギャラリー展を開催しております。

一昨年から「大谷派における解放運動の歴史と課題」という継続したテーマのもとに、解放運動に取り組んでこられた武内了温師、朝野温知師の両師に焦点をしばり、その事跡を辿ってまいりました。

3回目となる本年は、1962年から始まった同朋会運動にスポットをあて、運動推進の最中に惹起した「難波別院輪番差別事件」をはじめとする教団における差別事件と、それに対する取り組みをあらためて振り返りたいと思います。

大谷派は、1922年の全国水平社創立以来、部落差別を温存・助長する教団としての厳しい批判を受け続けてきました。しかしながら、同朋会運動を進める中でくり返し指摘を受けた差別事件は、真の同朋教団を願う被差別者の悲痛な叫びに、真摯に向き合おうとしなかった教団そのものの姿を浮き彫りにしました。

今回の展示は「解放運動と同朋会運動」をサブテーマに、現在においてもなお私たちに向けられ続けている糾弾の意義を明確にし、大谷派の同朋会運動の歴史が、同時に糾弾によって教団が問われ続けている歴史を確かめていきたいと思います。

約30年前に出された「同朋会運動が同和運動推進の母胎となり、同和運動の推進がまた同時に、同朋会運動の正しさの証となる」(『仏の名のもとに』『はじめに』)という命題は、今も教団の取り組みに対する基本的な問いかけとして私たちに語りかけています。

「同朋」という言葉のもつ内実が如何なるものかを明らかにしていくことは、教団が果たすべき「同朋社会の顕現」という時代的・社会的使命を全うしていくことでありましょう。それは教団内外における差別の実態に正面から応えていくことであり、法蔵菩薩の願心に発起するところの御同朋御同行の精神に根差した同朋会運動を推進していくことであります。

目睫に宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌をひかえ、今一度不断なる糾弾の声を通して、念仏者としての人間解放の歩みを私たち一人ひとりの上に確認してまいりたいと思います。

2010年11月

真宗大谷派宗務総長 安原 晃



「宗門各位に告ぐ」(宗門白書)
『真宗』1956年4月号

宗祖七百回御遠忌を控え、宗門の混迷の実情を訴え打開方向を模索しようとした。注目されるのは、徳川封建教学の桎梏から脱皮し真宗の教学を世界的視野において展開した清沢満之を基に、教学の充実と自信教人信の誠を尽くすべき人材養成を第一の課題とした。

1. 難波別院輪番差別事件

1969（昭和44）年8月25日、部落解放同盟中央本部によって真宗大谷派糾弾会が開かれました。この糾弾は、大阪の難波別院輪番によって引き起こされた被差別部落出身者の別院職員に対する差別事件に端を発するものです。難波別院輪番が、1967（昭和42）年以降、職場の女性に対して、「交際している男性は部落民だから交際しないほうがいい」などと差別発言をくりかえし、職場から追い出そうとするなど、生活権を侵害される被害を受けた当事者自身によって訴えられたものです。8回にわたる糾弾は、この事件が当初輪番個人の責任であるとした宗務当局の姿勢を糾し、全国水平社創立時に発せられた募財拒否の決議通告以来の教団全体の差別体質を問うものでした。

白書院で開かれた第一回糾弾会には、同盟から京都、大阪、奈良、滋賀の四府県の代表者百数十人が、宗派からは宗務総長はじめ約20人の部長たちが出席しましたが、宗議会、管長は出席せず、教団全体で糾弾を受ける姿勢となりませんでした。この時、提出された「回答書」も、封建遺制の克服という教団近代化を目的とした同朋会運動の推進によって、部落差別問題が解決するという安易な展望に立ったものでした。こうした教団の姿勢は糾弾会において厳しく問われました。

10月16日に開かれた第二回糾弾会の後に提出された「第二回回答書」では、教団内に差別者がいたということではなく、宗祖親鸞の精神に違背し差別教団に変貌していった教団自体の差別性を知らしめる事柄として受け止めました。「封建教団と封建教学を徹底的に排除し、真に人間の本質に迫る教学と教団とを確立すること」として、この事件をとらえました。そして部落解放が国民的課題として取り上げられているこの時点にあって、なお関心も持たずにきた過ちを自覚し、教団改革の中心課題として部落問題に取り組む決意を表明するものでした。この内容に基づいて、『真宗』誌に宗務総長名で「同和問題に取り組む教団の姿勢」が表明されました。私たちは、この糾弾によってその後の大谷派における部落差別への取り組みの第一歩を踏み出したと言えます。

11月19日の第三回糾弾会では、宗議会議長ほか宗議会議員が出席したものの管長が欠席していることの指摘を受けて、途中から管長が出席しました。提出された「第二回回答書」は、解放同盟によって一定の評価がなされたものの、管長がそれを理解していないことなど、宗門の総意に基づくものではないことが明らかとなり、差し戻されることになりました。

この後、1971（昭和46）年12月の第八回まで糾弾会は続けられ、回答書も6回にわたって提出されました。しかし4月の開申事件に端を発した教団問題によって混乱状態となった教団が提出した回答書は、「第二回回答書」の内容を発展させることはできずに、むしろ後退した内容のものでした。部落問題に対する取り組みも、大谷派同和会が組織改編した真宗大谷派同和委員会が解散させられるなど、混乱することとなりました。

全8回の糾弾会では、宗派内3寺院が部落関係の過去帳を閲覧させたことや、旧身分などの差別記載がある過去帳が存在していることの指摘を受けました。また、「部落差別は前世の因縁である」とする宿業理解について宗派の見解を求められました。

ことに、第六回糾弾会において水平社創立当初から解放運動の闘士である米田富氏によって発せられた叫びは、教団人一人ひとりが、差別の現実を見据え宗祖親鸞の教えにかえることを厳しく求めるものでした。「首のとぶような念仏」を命がけで称えた親鸞の真意を伝えることが、宗門としての責務ではないかと訴えられました。

米田富の怒り

あの先刻からね、皆さん方のお話を聞いておりますとね、私ども親鸞を信じておる者としましては、全くここへ来ても力ぬけるわけです。さっきから皆さん方ね、第一番、議会の方々もそれから本山の方々もあわせて、私お聞きしたいと思うんですけどね、先程から何やら差別したことが悪い、申しわけないとか何とかとこう、我々に謝るように言うておられますけどね、私は皆さん方、本願寺の僧侶としてね、そういうことはご開山に申しわけなかったというような気持ちはないんですか。あなた方ね、ご開山の教えを正しく伝えて、そうして衆生を指導していかれる任務にあるお方だと思っておるんです。そういうようなことを感化したり、無意識のうちとはいいいながらでもですね、あなた方の日常生活そのものが差別を温存し、これを将来に持続させるような働きをしているんです。ね。

皆さん方毎日、はやり言葉のように、病癪が出たかのように、口を開けば「ナンマンダブツ、ナンマンダブツ」とおっしゃっておるんです。私には歌をうたっているとしか聞こえません、今は。それほど、今たやすく称えられるような念仏を、称えたために、ある者は死刑に処せられ、勿体なくもご開山は北辺へ流罪された。しかもその時のご開山は何とおっしゃったか、「こういう機会でもなければ、私は辺鄙の群類を教化していく機会はないのだ」と。与えられたこの機会こそ（大衆中より「南無阿弥陀仏」の御名を称える声）辺鄙の群類を教化するところの絶好の機会と考えて、私は喜んで、この機会を活用するために、いさんで流罪に服するということをおっしゃったということを私は聞いておるんです。

何故念仏称えたために、死刑にされるほど恐い念仏を、ご開山が敢えて称えられたか、そうして私どもに念仏を教えられたか。それ、何です。我々の生活があまりにもみじめで不合理で、そのことがその当時の政治体制、社会体制全体からくることである。したがって、我々は、自覚をして、この政治体制を変革するまで行かなければ、お前達は救われない。そのためにはこの体制を維持しようとしておる権力者をたよりにし、権力者を当てにしておったんではだめだぞということを教えられたのが、あの首のとぶような念仏であったと私は理解しているんです。（「その通りや」の声）（抜粋）



大寝殿で開かれた第六回糾弾会



米田富氏

第六回糾弾会における米田富の怒り

第六回糾弾会において米田富によって発せられた叫びは、教団人一人ひとりに対し、差別の現実を見据え宗祖親鸞の教えにかえることを厳しく求め、「首のとぶような念仏」を命がけで称えた親鸞の真意を伝えることが、宗門としての責務ではないかと訴えた。糾弾後も「糾弾テープ」として、教師修練などで繰り返し聞かれ、宗派の僧侶となるものに宗祖親鸞の「首のとぶような念仏」を訴えかけた。



「過去帳閲覧禁止」帯封

糾弾会において寺院における過去帳の取り扱いについて厳しい指摘を受けた。旧身分などの差別記載のある過去帳が存在し、過去帳の閲覧によって、身元調査が行なわれることが明らかにされた。宗派は過去帳を閲覧禁止とし、差別記載のある過去帳は全面書き換えるよう告達によって指示した。1973年7月、宗派内全寺院・教会に、過去帳の閲覧禁止の帯封を送付した。

2. 『中道』誌差別事件

戦後の大谷派の部落差別問題への取り組みは、1948（昭和23）年に真身会の再発足という形で始まります。しかしそれは、武内了温、朝野温知らによる一部の人たちの取り組みに止まり、1953（昭和28）年に解散しました。翌年、武内了温を顧問に大谷派同和会が発足します。それは同朋会運動の始まりとなった宗門白書「宗門各位に告ぐ」（1956年）が発表される2年前のことでした。この大谷派同和会は、真身会の流れを汲む組織でした。

1969（昭和44）年の難波別院輪番差別事件が契機となり、部落解放運動は同朋会運動を推進する宗務行政の中核と接点を持つことになります。

大谷派同和会は、1969年難波別院輪番差別事件に際し「建議」を提出しました。

すでに解放同盟奈良県連からの糾弾が始まる中、大谷派の部落差別問題への無関心さに警鐘を鳴らすと同時に、内局に対し具体的政策の実施を求める「建議」でした。

そこには、「この基本的認識と問題意識の浸透を欠くところには、当然反真宗的差別意識を温存する閉鎖性に墮落し、現実を遊離した高踏的教学姿勢はあっても客観的には、差別を合理化し、再生産することに終始する恐るべき役割を果たす結果となることを指摘せざるをえません」とあり、「親鸞精神に基づく同朋教団の確立」を願ったものでした。

1970（昭和45）年6月に、混迷する教団問題の最中、大谷派同和会が組織改編して誕生した真宗大谷派同和委員会が強制解散させられ、その後、真宗大谷派同和对策協議会が設置されています。それは、目前の対策のみに終始するもので、糾弾を受け止める窓口としては全く不十分なものでありました。

さらに、難波別院輪番差別事件の糾弾により、教団自体に差別体質があると問われる最中、教学が問われる事件が起きました。真宗教学の重鎮であり、教団の要職にもあった曾我量深が、新潟県三条別院において行った「宿縁と宿善」と題した講義の内容が、宗教雑誌『中道』第96号にそのまま掲載されます。その文中に「いくら真宗二百二十万の人がいくら大きい声を出して南無阿弥陀仏称えたからというて、それは特殊部落みたいなもの、何も自慢にならぬ。そう思います」という差別表現があることが判明しました。しかし、当時の教団当局に、事件の本質を解明しようとする姿勢はなく、曾我量深の役職を免ずるなど事件の処理に終始しました。

この事件に対して、曾我量深ら事件関係者と直接に話し合い、その課題の本質を明らかにし、問題提起をおこなったのが真身会や大谷派同和会の流れを汲む人々により結成された真宗同和问题研究会であり、真宗教学者らによる真宗学同和问题研究協議会でした。

この『中道』誌差別事件によって、宗門の差別体質と同時に、教えに学び、教学を担当する者の信心の内実がどうであるのか、「信」そのものが問われました。

曾我量深は、この事件への自身の受けとめを「私がそんな差別的言辞を使ったということは自分が機の深信を欠いていることを曝露したお恥しいことであります」と表明し、「私一人が全社会に負うべき責任であります」と自己批判しました。この受け止めは、部落差別の克服が信の課題であり、信を課題とするかぎり全社会に対して負うべき責任があるとする示唆に富んだものでした。それは真宗同和问题研究会の会員らとのねばり強い話し合いを契機として生まれたものでした。

『中道』誌差別事件は、大谷派が同朋会運動を推進する過程で、推進の原理である教学が「現実を遊離した高踏的教学姿勢」（建議）ではないかと問われた事件でした。このような教学姿勢を問題としてこなかった同朋会運動の内実も問われることとなったのです。



宿縁と宿善

曾我量深

1
毎年、残暑の時期に、八月の終りからして九月の上旬にかけて、まあ十日間ない二週間ばかり、ぐるりと、北陸の方からそれら山形県の方まで旅行する。
これは九月の終りすなわち入梅の末期であります。六月の終りから七月の上旬にかけて二週間、山國から始めてそして九州の福岡を中心として二週間旅行いたしました。それをもって約四週近くも旅行いたしました。その間また時を見て、そうしてまあ東京に二度も参りますし、それからまあ北陸もあるいは二回三回行く所もある

し、またた二回行く所もある。まあそういうようにして一年にだいたい五十日間旅行して、そうして御同朋の方々をお尋ねする、まあそういうことになっている。
これは別来年はどうするということばかりで、その中で、とにかくこれは私の生きておる間の一つの仕事である、こういうふうにしてまあそれだけのことをするのであります。
本山には同朋会というものがあつて、そしてまあいろいろ同朋会の運動をなさる。そういうことになつておるの、非常な活動に思ふのでありますけれども、どうも私はそういうところに加わらぬので、前から自分のいひ

る。
とかく宗門人というのは非常識の人が多く、いや宗務部長なんて威張っているけれども、非常識の人が多く、どうも宗門人というのは始めから非常識、だからその中ではよく親方だなんてや、ばり非常識の親方、そういうのは言うに足らぬと思う。そういうやうなわけでありませう。
だからして、とにかくですね、法華宗の人が頭をさげる、浄土宗の人も頭をさげる、そうして始めて浄土宗が成立するのであります。日蓮宗の人も頭をさげない、浄土宗の人も頭をさげない、そうしてそのくらゐ真宗二百二十万の人がいくら大きい声を出して南無阿弥陀仏称えたからというて、それは特部落みたいなもの、何も自慢にならぬ、そう思います。そうして、誰れだつて私の言ふこととみな承知承服せられるに違ひありません。
その、いわゆる敵と言われるものが「ああ、なるほどその通りだ」と、敵が承服しなければその宗門は成り立たぬ、それはちゃんと、因明の作法、というものがあつて、とにかく、聖者と、敵者、というものがあつて、その聖者だけ得意になつて敵者が承知しなければ、因明は成り立たない。
「聖者共許」と言う、聖者と敵者とが共許しなければ、

正しい断案という、正しい論理というものは成り立たぬと思ふのであります。そういうことは決まっておるのではありません、これ、手前だけ得意になつておつてはですね、まあ、たいてい加減なことを言つておるの、仏教の学問なんかにはまあ大部分そういうことがあつて、ですね、いかに加減のことを言つて得意になつて、われらはそういうところを眼を離れかけやならぬ。
今日はですね、みんな私も、みな東本願寺と言つていますからね、東本願寺、何も恥かしいことはない、その、六百五十回忌の時は大谷派本願寺と言つておつた、その、六十五回忌のころは、そんな大谷派本願寺、なんでも東本願寺と言つておつた、お西の方で西本願寺と言つておつた、言わなければならぬ、こつちが東本願寺と言つた、西本願寺と言つた、西本願寺と言つた、こつちが一段さがれば、向うの方も一段さがらぬ、こつちが一段さがらぬ、向うの方も一段さがらぬ、向うは承知しない、こつちの方がまず先に一段さがらぬ、そうすれば向うの人はいつまでも一段上におつた、向うの人もやはり一段さがつて、そうして手を離るであ

『中道』誌掲載、曾我量深「宿縁と宿善」

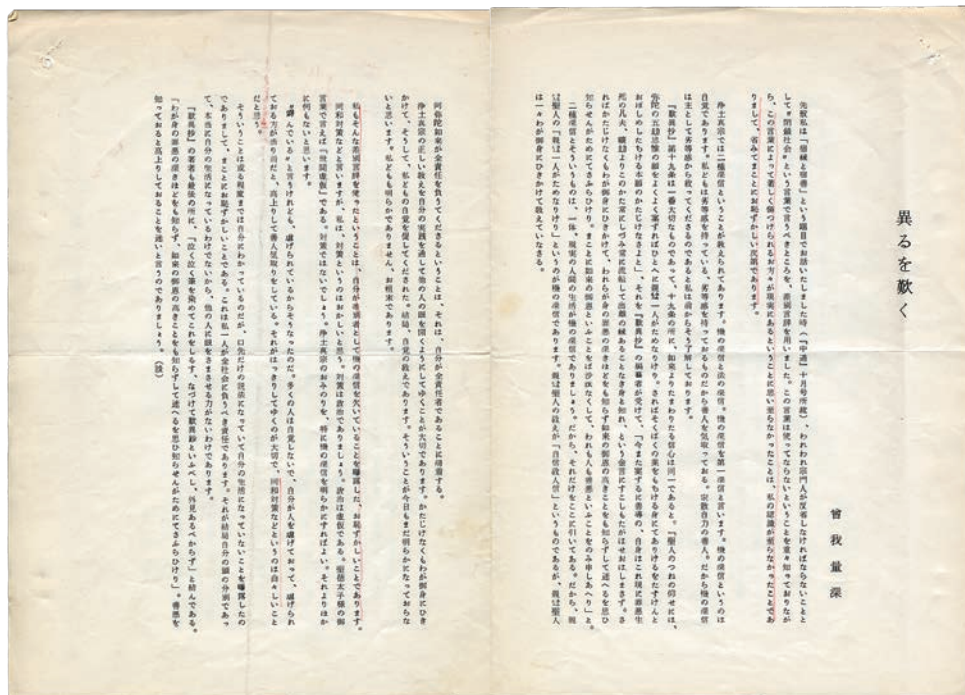
『中道』第96号 1970年10月1日 中道社発行

1970年『中道』誌に掲載された曾我量深の講義「宿縁と宿善」の中に、「いくら真宗二百二十万の人がいくら大きい声を出して南無阿弥陀仏称えたからというて、それは特殊部落みたいなもの、何も自慢にならぬ。そう思います」という差別表現があることが判明した。

先般私は「宿縁と宿善」という題目でお話いたしました時(中道第96号 所載)、わたくし宗門人が受自しなけりばならぬこととして、肉銭社會という言葉を言ふべきところを差別言葉を御用いました。この言葉は使つてならぬといふことを重々知つておりながら、この言葉によつて著しく傷つけらるる方々が現実にあるといふことと思ひ至らなかつたことは私の認識が至らなかつたことでありまして省みてまことに恥しい次第であります。私がそんな差別的な言辭を使つたといふことは自分分が機嫌深信を欠いておることを暴露しなかつたといふこととあります。
どういふことは、或る程度までは自分にかつていふのだが、口先だけの説法になつていて自分の生活になつていないことを暴露したものであります。まことに恥しいことである。
こゝから私一人が全社會に買うべき責任であります。
心から恐懼慚愧いたします。
昭和四十五年十月四日
曾我量深

曾我量深「慚愧陳述書」

曾我量深「慚愧陳述書」は、1970年11月4日に表明された。



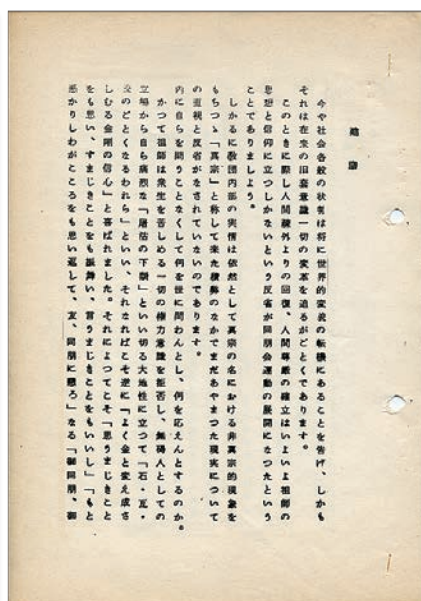
異なるを歎く

曾我量深

曾我量深「異なるを歎く」

1970年10月18日、真身会の流れを汲む真宗同和问题研究会の朝野温知、橘了法らは曾我量深を訪ね、『中道』誌の差別言辞についてその本意を質した。その対話の中から曾我量深は、この事件への自身の受け止めを「異なるを歎く」として表明、『中道』誌の読者にも伝えられた。

- 記
- 一、親鸞精神に基づく同朋教団の確立
 - 一、非真宗、反真宗的事象の徹底的点検と排除
 - 一、教団内部の身分制撤廃
 - 一、寺院の宗情に基かない割当制の廃止
 - 一、寺院・住職の差別撤廃
 - 一、同問題に適切に処する教学体系の確立
 - 一、同朋会運動における同和運動の位置づけ
 - 一、住職・寺族の同和教育的徹底
 - 一、同問題と教師研修の必須課程とすること
 - 一、宗務職員の問題研修
 - 一、教育・社会福祉・教護活動の点検
 - 一、解放運動其の他の運動への積極的参加
 - 一、同和会事務局の設置



大谷派同和会、「建議」を提出

1969年8月9日、大谷派同和会常任委員名で、訓覇信雄宗務総長(当時)あてに「建議」が提出された。部落問題への無関心さに警鐘を發するとともに、具体的政策の実施・実現を要求する建議であり、「親鸞精神に基づく同朋教団の確立」を志向しようとするものであった。しかし、内局の「回答」(同年9月10日付)は、部落差別を封建遺制としてのみ捉え、同朋会運動の推進によってそれが克服されるという短絡的なもので、差別者であることを自覚しようとさえしないものであった。

真宗同和问题研究会報『真同研』第1号
1970年12月28日
真宗同和问题研究会発行

『中道』誌差別事件が起こった当時、当局には事件の本質を解明しようとする姿勢はなく、曾我量深の役職を免ずるなど事件の処理に終始した。すでに解散させられていた同和委員会のメンバーが中心となって自主的に結成された真宗同和问题研究会が、曾我量深や関係者から意見を聴取し、事件の真相を会報『真同研』第1号で公表し、問題提起を行なった。

3. 董理院董理差別発言事件

1984（昭和59）年7月21、22日の両日、京都教区因伯組主催の「因伯組同朋研修会」において、「蓮如上人の女性観」と題した講義の中に差別発言がありました。講師は、京都教区出雲組の住職であり、また講師・董理院董理・宗務顧問・大谷大学名誉教授であり、長い間大谷大学を中心に、教学・教化そして同朋会運動の指導的立場の方でありました。発言内容は、「女性蔑視や差別法・戒名などは、その頃の常識、百年前の社会通念だから仕方ない。しかし社会はなかなか変わるものではない、特に同和問題もそうです」という内容のもので、差別に苦しむ人たちにとって、到底看過できないものでした。

この発言が表面化するのには、同年8月9日に行われた「同炎の会」と内局との懇談の席で、因伯組同朋研修会に参加した「同炎の会」会員からの指摘によるものでした。その後部落解放同盟鳥取県連合会が知ることとなり、確認会を経て、1985（昭和60）年2月26日から3回にわたり糾弾を受けることとなりました。

因伯組は鳥取県全域によって組織されています。江戸初期に鳥取藩の政策により、被差別部落の人々のために大谷派の新寺を建立しました。そのためこの地域では、明治になるまで被差別部落の人々の全てが大谷派の門徒です。つまりこの糾弾会は、手次寺や近隣の住職を対象に、まさに門徒自身が行った糾弾会でした。

この糾弾会では、このような発言に至る宗門の差別体質が問われ、具体的に寺格・堂班の問題性が指摘されました。鳥取県連の問いかけに対して、同和推進本部長が「寺格・堂班は差別でございます」という答弁を行ないました。さらに宗務総長は、「ペーパープランにはしない」と語り、1986（昭和61）年3月には、「宗務審議会宗務検討特別委員会」が発足しました。諮問内容は、（1）宗門における同和運動推進の基本原則となる教学・教化を明確にする。（2）宗門の制度機構について、とくに寺格・堂班制度に関わる差別事項の点検と改廃についての2点でした。

（1）の教学・教化については、1988（昭和63）年5月に「同和問題に関する教学委員会」（現「部落差別問題等に関する教学委員会」）の規程が定められました。しかし、委員会発足の直前に『同朋社会の顕現』差別事件が惹起し、内局改造も重なり、推進力の低下と相俟って、教団が「同和運動推進の基本原則となる教学・教化を明確にする」という課題に向き合うチャンスを逸することになりました。その後、この教学委員会が実動するには20年近い歳月を要することになってしまいました。

また（2）の制度機構の問題についても、1990（平成2）年6月に「堂班法衣条例廃止に伴う臨時措置条例」を施行。翌年6月に「寺院教会条例」改正、「寺格条例」の廃止には至りました。宗門の財務に深く関わり、法要・儀式にも直結する寺格・堂班制度の中で、寺格と堂班を連動させないという見直しは、古い宗門体質の克服へ向けた第一歩といえます。しかし、その後に制定された「法鴈法衣条例」には寺格は等級として、堂班は法要座次として残ることとなり、今後の大きな課題といえます。

また1989（平成元）年の宗務審議会宗務検討特別委員会答申には、教学教化の課題として、「是せんだら」、「十三箇条制誡」などの問題を明かにすることを明言していますが、実現には至ってはいません。糾弾会の度に指摘された教学・教化の課題をどう果たしていくのか、看板の付け替えや制度の修正などで誤魔化さない体質への変化を求められていると思います。

寺格条例

(昭和二十八年七月二日条例第五十八号)

改正 昭五六・六・一一条例公示一〇

第一条 この条例は、寺格及び教会格を定めることを目的とする。

第二条 削除

第三条 普通寺院の寺格の等級は、左の通りとする。

第一級 五箇寺地

第二級 巡讃地

第三級 国巡讃地

第四級 由緒地

第五級 准由緒地

第六級 一寺別助音地

第七級 二寺別助音地

第八級 別助音地

第九級 助音地

第十級 院家地

第十一級 内陣地

第十二級 余間地

第十三級 堂衆地

第十四級 飛檐地

2 寺格には、それぞれ堂班及び法衣に関する例格を定める。

第四条 寺格には、前条第二項のほか別に例格を定めることができる。

これをその寺跡という。

第五条 法人である教会には、飛檐地より別助音地までの教会格をもつて処遇することができる。

2 教会格を有する教会が、寺院となつたときは、その教会格を寺格とする。

第六条 寺院が合併したときは、その寺院中の上級寺格を以てその寺格とする。

附則

1 この条例は、昭和二十九年一月二日から施行する。

2 この条例を施行するために必要な事項は、別に定める。

3 この条例施行の日における准一寺別助音地は、この条例による一寺別助音地、准二寺別助音地は、二寺別助音地、外陣地及び平僧地は飛檐地とする。

4 前項以外の寺格、特別衣体寺跡及び咒字袈裟の寺跡以外の寺跡は、この条例に依る寺格又は寺跡とみなす。

附則(昭和五十六年六月二日条例公示第一〇号)抄

この条例は、真宗大谷派宗憲施行の日(昭和五十六年六月十一日)から、これを施行する。

寺格に関する条例

1953年

鳥取県連の指摘により、寺格・堂班に関する条例が廃止され、1991年に「寺院教会条例」が改正された。



宗務審議会宗務検討特別委員会「答申」

『真宗』1988年10月号

この「答申」により、部落問題の具体的取り組みの方向性が示された。

4. 全推協叢書『同朋社会の顕現』差別事件

真宗大谷派は、1989（平成元）年4月20日と5月21日、部落解放同盟中央本部から糾弾を受けました。この糾弾会は、「全推協叢書『同朋社会の顕現』差別事件」を契機とするもので、この事件の具体的差別性を明らかにしていくことはもとより、部落差別という人間の根源に関わる問題から、「難波別院輪番差別事件」以来幾度にもわたる糾弾を受けながらも、なおこの事件を生み出す教団の内実、とりわけ同朋会運動とそれを支える教学に対する自らの問い直しを厳しく迫るものでありました。

この糾弾の発端となった全推協叢書『同朋社会の顕現』は、訓覇信雄元宗務総長による1987（昭和62）年開催された「真宗同朋の会全国推進員連絡協議会全国集会」における講演録であります。この講演の中では、女性差別、病者に対する差別、職業差別に関する差別用語、差別表現が繰り返されております。さらに、「この頃は同和とか靖国とか、よく問題になったるそうですね。そりゃけっこうな話だが、僕はそういうことやっとなるひまがない。「自己とは何ぞや」ということがわからんのにね」という言葉で、「差別を差別として見えなくさせ、部落解放運動や靖国問題に対する取り組みを阻害し誹謗する内容」という指摘を受けざるを得ない発言がなされております。しかも、その場の聴衆や講義録の編集に携わった人たちも全くその差別性と問題点を見抜くことができず、そのまま全推協叢書『同朋社会の顕現』として発刊されることとなりました。

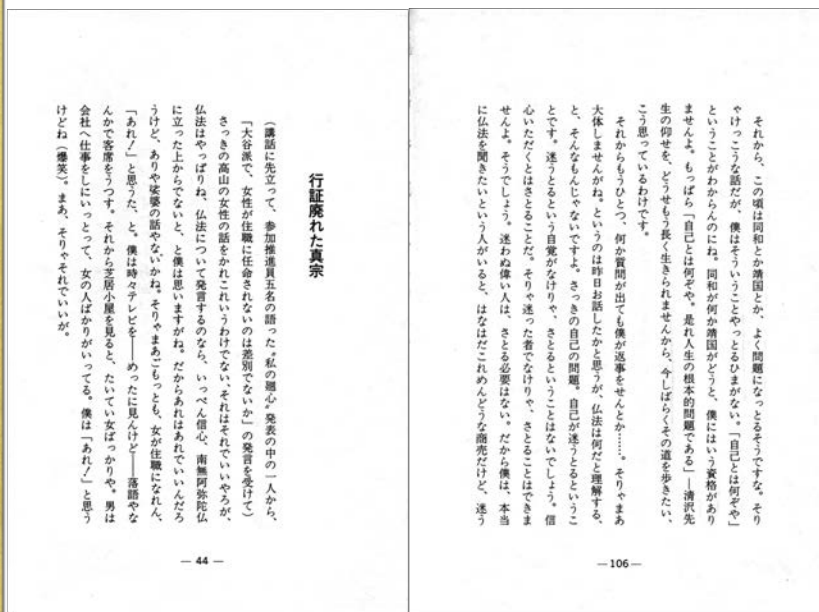
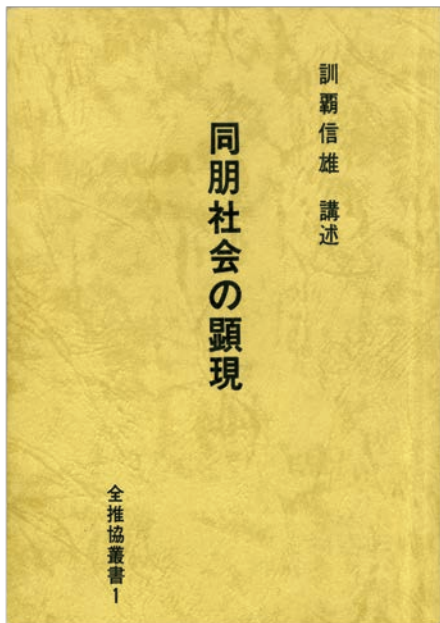
その後、教団内外からこの講義録に対する問題提起が相次ぎ、部落解放同盟との確認学習会などをへて「真宗大谷派糾弾会」が開催されました。

その糾弾会でまず問題となったことは、発言の当事者が、同朋会運動スタート時の宗務総長であり、その後も発言当時まで宗議会議員の職にあるなど、教団の同朋会運動推進に影響力をもつ立場であるということ。そして、「難波別院輪番差別事件」の折には、宗務総長として「同和問題に取り組む教団の姿勢」を『真宗』誌に掲載し、部落差別問題に取り組む教団の覚悟を表明した本人であるということです。

このことは、教団の底流に、水平社創立以来、差別との闘いの中から発せられてきた「親鸞の精神に帰れ」という悲痛な叫び、すなわち「糾弾」の声を、教団存立の根幹に関わるものとしては受け止め得ず、ここでは「自己とは何ぞや」という言葉で表現される信心の課題とは別の、二次的なものとして確信的に捉える流れが根強く存在していることの証左であると言わざるを得ません。私たちが「全推協叢書『同朋社会の顕現』差別事件」をとおして向き合わなければならない大きな課題は、この一点であると言えるのではないのでしょうか。

『同朋社会の顕現』差別事件の惹起と真宗大谷派糾弾会は、私たちが推進しようとする同朋会運動が、差別の現実の中で苦しむ人の上に、平等な人間関係を生み出す力としてはたらくものであるのか、それとも、水平社によって糾された「解放の精神を麻痺せしむる」ものでいまだあるのか、大谷派教団、そしてそこに身をおく一人ひとりへの厳しい問いかけであると受け止めます。

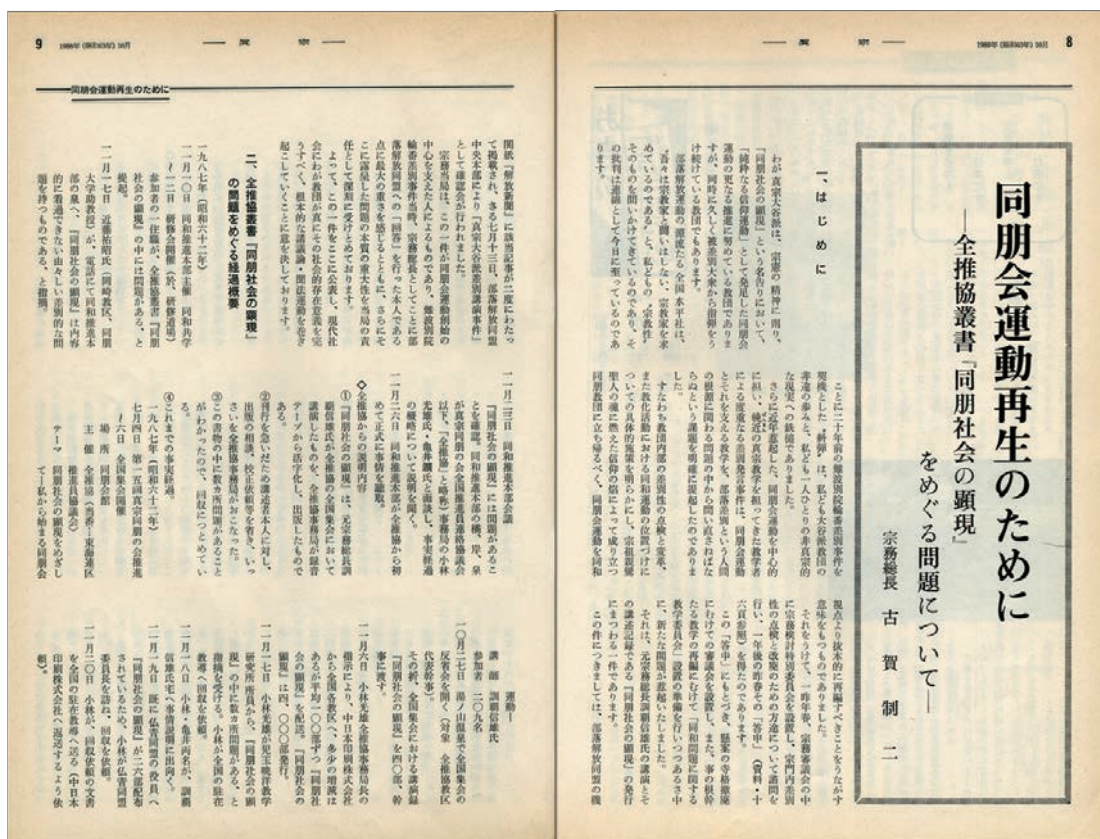
水平社創立以来、糾弾を通して一貫して提起されてきたことは、「親鸞の精神に帰れ」ということです。その叫びは、私たちはどのような親鸞聖人を宗祖としてきたのか、そして、私たちが出会おうとしている宗祖と、被差別部落の中で生きる力をご門徒に与えてきた宗祖は本当に同じ宗祖といえるのか、さらに宗祖が生きようとされた、すべての人を「同朋」として見出していく世界を私たちも生きようとしているのかという、信の根幹に関わる問いかけであると受け止めます。



全推協叢書1『同朋社会の顕現』

1987年11月10日 全国推進員連絡協議会発行

1987年11月に、宗派の外郭団体である「全国推進員連絡協議会」(全推協)より発行された、訓覇信雄講述『同朋社会の顕現』。この書には、病者や女性などに対する差別表現、信仰運動として部落差別問題や靖国問題、性差別問題に取り組んでいくことを阻害する内容が語られており、この書物の発刊は、発刊にいたる経緯を含め、教団内外から厳しい提起を受けることになり、大谷派の現実が解放運動から厳しく問われる真宗大谷派糾弾会の開催につながった。



事件を伝える『真宗』記事

『真宗』1988年10月号

『同朋社会の顕現』差別事件の惹起を受けて、宗務総長名での問題の受け止めが、『真宗』において公表された。この受け止めは、このあと開催される真宗大谷派糾弾会を受け止める基礎となった。



糾弾会を伝える『解放新聞』

『解放新聞』第1420号 1989年5月1日

第一回糾弾会を伝える『解放新聞』記事。「弁解に終始」という言葉で、講述者対応が表現されている。



真宗大谷派糾弾会の様子

立ち上がって発言しているのは、小森龍邦さん。



真宗大谷派糾弾会の様子

糾弾会は、難波別院輪番差別事件と同様、東本願寺の白書院で開催された。糾弾会の主催者である解放同盟の人たちは入り口側の位置となっている。立ち上がって発言しているのは、故・駒井昭雄さん。



大寝殿会場の様子

この時の糾弾会は、白書院での糾弾会出席者のほか、モニターをとおして大寝殿でも多くの教団関係者が受け止めた。

関連年表

1948	真身会再出発。	1977	同和部を廃し、同和推進本部発足。
1953	真身会解散。 「寺格条例」及び「堂班法衣条例」告示。		最高裁の狭山裁判決定に対する大谷派声明を発表。
1954	大谷派同和会発足。		「大師堂」爆破事件おこる。
1955	部落解放委員会から部落解放同盟と改称。	1978	『宗祖親鸞聖人』・『仏の名のもとに一同和学習テキスト』発刊。
1956	宮谷内局、宗門白書「宗門各位に告ぐ」を発表。	1979	いわゆる「分裂報恩講」がおこる。
1961	宗祖聖人七〇〇回御遠忌法要厳修。 第1次訓覇内局発足。	1980	同炎の会創立。 五辻内局発足。
1962	同朋会運動始まる。	1981	宗憲改正。 『同和问题』に取り組む宗教教団連帯会議が結成される。
1963	狭山事件(埼玉)おこる。		
1964	蓑輪内局発足。	1982	地域改善対策特別措置法施行 朝野温知死去。
1965	同和対策審議会、答申を提出。	1983	差別法名アンケート調査開始。 元教学担当参務、差別性をもった講義を行なう。
1966	第二次訓覇内局発足。	1984	古賀内局発足。 董理院董理、差別性をもった講義を行なう。 「身元調査お断わり」プレート配布。
1967	難波別院輪番、被差別部落出身の別院職員に対して差別言動を行なう。		「同炎の会」より内局に董理院董理差別発言事件問題提起、同時に元教学担当参務差別発言事件も提起。
1968	武内了温死去。 東西両本願寺靖国神社法案廃案の要請を政府自民党へ提出。	1985	部落解放同盟鳥取県連合会による第一回糾弾会が行なわれ、1986年まで全3回の糾弾会が行なわれる。 部落解放基本法(案)が提出される。 「教化基本条例」公示。
1969	開申事件おこる。 「同和対策事業特別措置法」公布施行。難波別院輪番、部落解放同盟奈良県連合会から糾弾をうける。 大谷派同和会、訓覇内局に対して建議を提出。 部落解放同盟中央本部による第一回糾弾会が開かれ、1971年まで全8回の糾弾会が行なわれる。 訓覇内局、建議に対して回答を行なう。	1986	大谷大学で、学長選挙を目標とした差別ビラ事件おこる。 宗務審議会宗務検討特別委員会発足。 宗会、「部落解放基本法」を求める決議を行なう。
1970	大谷派同和会を真宗大谷派同和委員会に改称。 名畑内局発足。 同和委員会強制解散。真宗大谷派同和対策協議会設置。 三森内局発足。 真宗同和问题研究会結成。 『中道』誌に、曾我量深の講義録「宿縁と宿善」掲載される。 曾我量深、宗務総長に自己批判書を提出。	1987	宗務審議会宗務検討特別委員会答申。 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行。 訓覇信雄元宗務総長、差別性をもった講演を行なう。
1971	星谷内局発足。 同和部設置。	1988	「同和问题に関する教学委員会規程」達令公示。 同盟中央本部、真宗大谷派差別講演事件確認会開催。
1972	過去帳の書きかえを『真宗』において指示。 教区同和協議会設置。 鈴木内局発足。	1989	細川内局発足。 第一回真宗大谷派糾弾会。 訓覇信雄、自己批判書を同盟中央本部へ提出。 第二回真宗大谷派糾弾会。 同盟中央本部へ回答書提出。
1973	親鸞聖人御誕生八〇〇年・立教開宗七五〇年慶讃法要厳修。 末広内局発足。	1990	「堂班法衣条例廃止に伴う臨時措置条例」施行。
1974	嶺藤内局発足。 靖国神社法案反対対策本部設置。署名運動を全国展開。 真宗大谷派同和関係寺院協議会発足。	1991	「寺院教会条例」改正。「寺格条例」廃止。制限付きで女性の住職就任の道が開かれる。
1975	部落地名総鑑の作成販売が発覚する。	1992	初の女性住職を任命。

部落差別にかかわる心は、わたしたちにとっては、法蔵菩薩の願心に発起するところである。しかし、その願心の現実には、ただ人間の愛憎による慈悲心ではない。

そのとき、法蔵の願心とは、如来の怒りをあらわす心である。怒りを忘れた慈悲心、怒りなき信仰は、無性格であり、そこに何らの行証はない。

今日、宗教を語り、信心を学ぶ人は多い。しかし、そこに怒りもてまことを求める人は少ない。

法蔵の願心は、もと純粋な憤怒の言葉ではなかろうか。

『大経』勝行段には、法蔵の徳行が、「不生欲瞋害覺 不起欲想瞋想害想」とある。「欲・瞋・害」というのは、正しく法蔵の本願が、深い怒りから発起していることを物語っている。

そして、本願の第一歩は、「国の地獄・餓鬼・畜生あらばわれ正覺ならじ」である。

信心は凡夫の心に発起した法蔵の願心である。されば信心は、まことなき世にまことを求める心に始まり、まことなき世にまことに生きんとすることに帰すといつてよい。

浄土の慈悲とは、汚濁に憤怒する心の浄化せられたものにほかならない。

『仏の名のもとに』より



真宗大谷派(東本願寺)解放運動推進本部
〒600-8505京都市下京区烏丸通七条上る常葉町
TEL 075-371-9247